

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第一百二十九条の十三の三第三項第二号の規定に基づき、昭和四十五年建設省告示第千八百三十三号の一部を次のように改正する。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

題名を次のように改める。

非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件

前文中「向つて」を「向かつて」に、「の基準」を「の構造方法」に改める。

第一本文中「向つて」を「向かつて」に、「窓の基準」を「窓にあつては、次に定める基準に適合するものとするに」とに改める。

第二本文を次のように改める。

排煙設備にあつては、平成十二年建設省告示第 号に定める構造方法を用いるか、又は次に掲げる基

準に適合するものとすること。

第二第九号口中「甲種防火戸若しくは乙種防火戸」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二  
条第九号の二に規定する防火設備」に改め、同号八中「バスダクト」を「裸導体バスダクト又は耐火バス  
ダクト」に改め、第二第十号中「六百ボルト耐熱ビニール電線」を「六百ボルト第二種ビニール絶縁電線」に  
改める。

#### 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。